

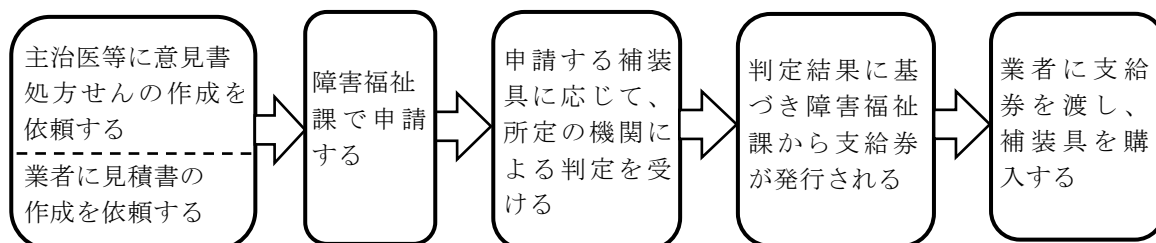
[1] 補装具費（購入・修理）の支給

補装具とは、失われた身体機能を補完、または代替しかつ、長期間にわたり継続して使用されるものをいいます。

概 要	補装具を購入または修理する費用を支給します。 費用は補装具の種類別に基準額が定められており、原則1割の利用者負担があります。 ※ 介護保険から同様のサービスが受けられる場合は、介護保険が優先です。											
対 象 者	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の種類別</th> <th style="text-align: center;">補装具の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">肢体不自由</td> <td>義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(棒状のものは除く)、座位保持装置など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">視覚障害</td> <td>盲人安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴覚障害</td> <td>補聴器(※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内部障害</td> <td>車いす、電動車いす</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 身障手帳の交付対象とならない軽度難聴児(18歳未満、両耳60デシベル以上)に対し、補聴器の購入に特別補聴器が交付される制度があります。</p>		障害の種類別	補装具の種類	肢体不自由	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(棒状のものは除く)、座位保持装置など	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚障害	補聴器(※)	内部障害	車いす、電動車いす
障害の種類別	補装具の種類											
肢体不自由	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(棒状のものは除く)、座位保持装置など											
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡											
聴覚障害	補聴器(※)											
内部障害	車いす、電動車いす											
必要とするもの	身体障害者手帳、印鑑、補装具業者の見積書、所得税証明書(生活保護世帯は保護証明書) ※ 初回交付は意見書・処方箋の提出を要する場合があります。(様式は障害福祉課)											
窓 口	障害福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494											

(1) 補装具費の支給の流れ

① 購入の場合

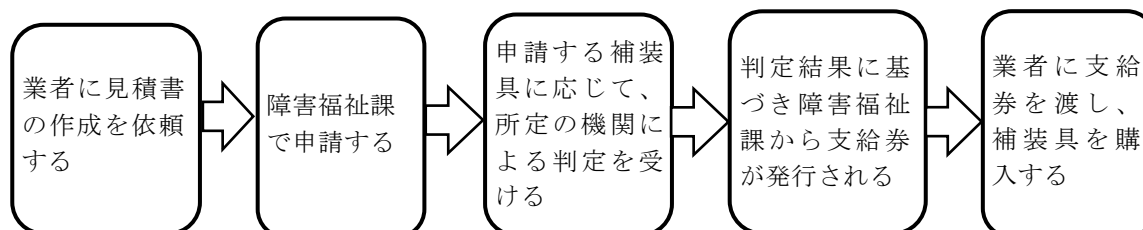


※ 補装具によっては、意見書・処方せんが不要な場合があります。

※ 主治医等がない場合は、障害福祉課にご相談ください。

※ 守口市と契約していない業者を利用される場合は、障害福祉課にご相談ください。

② 修理の場合



※ 修理の場合も意見書・処方せんの提出をお願いする場合があります。

(2) 補装具費支給制度の利用者負担

① 利用者負担額

		利用者負担額	負担上限月額
非課税世帯	生活保護世帯	0円	
	低所得1 収入80万円以下	0円	
	低所得2 収入80万円以上	0円	
課税世帯	世帯の最多納税者の市民税 所得額が46万円未満	購入・修理費用の1割	37,200円
	世帯の最多納税者の市民税 所得額が46万円以上	公費負担対象外	公費負担対象外

※基準額を超える費用については、課税・非課税にかかわらず自己負担となります。

② 所得を判断する際の世帯の範囲

対象者	世帯の範囲
障害者	本人・配偶者
障害児	住民基本台帳上の世帯